

豊岡市農業渇水緊急対策事業補助金

補助金の概要

1 対象者

渇水対策を行う農業者、農会、土地改良区で、次の要件を満たす者

- (1) 市内に住所を有すること
- (2) 市内で水稻・野菜・果樹等の農産物を生産していること ※家庭菜園は除く

2 対象経費

渇水対策に要する経費で、次に掲げるもの（ただし人件費や消耗資材費を除く）

- (1) 小型ポンプ等*の購入または借上げに要する経費
（ホース等、必要不可欠な付属部品を含む）
- (2) 給水に用いる車両（給水車・散水車・ミキサー車）
の借上げに要する経費
- (3) 取水措置等に必要な機器等の燃料費

※小型ポンプ等とは
水中ポンプ、エンジンポンプ、
給水タンク

発電機や延長コードなど汎用性の高い
物品のみの購入は対象外です

3 補助対象期間 令和7年7月1日から令和7年8月31日まで （7月1日以降に行った渇水対策が対象になります）

4 補助率等

- (1) 補助率 対象経費の1／2以内の額（百円未満切り捨て）
- (2) 補助金の上限額
ア 個人・法人 10万円
イ 認定農業者等・集落営農組合・農会・土地改良区 20万円

5 申請期限 令和7年10月31日

領収書・写真・位置図の添付が必要です！

補助金申請～交付の流れ

